

<p>廃止の可否</p>	<p>( 廃止できないと考える場合にはその理由を以下に記載。この場合、事業を純粋に廃止できない理由と他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止できない理由の双方を記載すること。 )</p> <p>廃止出来ない。 国際協力事業団は、技術協力の実施等により、開発途上地域などの経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として設立された。国際協力事業団の行う技術協力事業等は、顔の見える援助として国内外の高い評価を受けており、我が国外交政策の主要な柱である政府開発援助の根幹の1つであって、近年においても、開発途上国のニーズは益々拡大、多様化してきており、これを廃止することは出来ない。</p> <p>国際協力事業団は、1974年に設立されたが、その前身を遡れば我が国が政府間ベースの技術協力を本格的に開始した1954年より、技術協力事業等を行っており、その経験、ノウハウの蓄積は大きい。こうした国際協力事業団の蓄積してきた経験とノウハウが高く評価され、中央省庁等改革基本法（平成10年6月）も、「技術協力については、国際協力事業団を中心として実施する」（第19条四項ホ）と規定されたものと言え、他の運営主体に移管して、その事業を行うことは、費用対効果の面から言っても、適当ではない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>( 民営化できないと考える場合にはその理由を、民営化可能と考える場合にはその具体的内容を、以下に記載。 )</p> <p>民営化出来ない。 国際協力事業団の実施する技術協力事業等は、我が国外交政策の重要な実現手段として位置付けられる政府開発援助の1つとして行われるものであり、民営化により市場原理の下にこれを行うこととなり、政府開発援助の本来の趣旨を逸脱することにもなりかねず、適当ではない。</p> <p>財源の確保が困難となる。( 具体的実施にあたって、利潤の追求を無視し得なくなる。 ) そもそも無償を基本とする JICA の事業を、採算性を重視する民間企業が行うのは、両立し得ない。 財源の確保が不安定となれば、国際公約である ODA の供与が困難となる。( 例えば、具体的なブレッジが行えなくなる。 ) 外交政策の柱の一つを民営化することはあり得ない。</p>

法人名 :国際交流基金

所管官庁 :外務省

廃止の可否	<p>(廃止できないと考える場合にはその理由を以下に記載。この場合、事業を純粹に廃止できない理由と他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止できない理由の双方を記載すること。)</p> <p>国際交流基金が行っている事業を純粹に廃止できない理由 冷戦後の国家間の関係において軍事力や経済力に比し文化の持つ力が相対的に重要性を増している。国際文化交流は相手国国民に対し日本文化の魅力をアピールし、日本に対する関心や理解の増進を図るかけがえのない効果的な手段である。国際交流基金が行う事業は、外交政策に基づいて実施される国際文化交流事業であり、仮にこのような事業が廃止されれば、日本の国益を守るための重要な手段の一つが失われてしまうため、廃止することはできない。</p> <p>国際交流基金が行っている事業を他の運営主体に移管することにより廃止できない理由 外交目的達成手段としての国際文化交流事業の運営主体は、国際文化交流に係る事業を外交判断に基き適切かつ迅速に実施しうる組織でなければならない。したがって、そのような運営主体となり得るのは外務省自身又は外務省が事業実施につき指示しうる組織のいずれかである。</p> <p>一方で、国際文化交流事業の実施は現業的性質を有すること、担当職員に高度な専門性を求められること、対外的に国の直接事業という印象を与えるのは好ましくない場合もあることから、国(外務省)が直接事業の実施主体となるよりは、外務省の監督下にある組織であって当該事業実施に専門性を有するものが運営主体となるべきである。我が国において、かかる組織は国際交流基金において他にはない。</p> <p>なお、英、独等主要先進国も政府とは独立した政府関係機関が国際文化交流事業を行っている。</p>
民営化の可否	<p>(民営化できないと考える場合にはその理由を、民営化可能と考える場合にはその具体的内容を、以下に記載。)</p> <p>民営化は不可能 外交政策に基づく国際文化交流事業は、(イ)外交方針に基づき、(ロ)相手国の事情に合わせて効果的な事業を、(ハ)先進国のみならず開発途上国においても、(ニ)一定の規模・継続性と質を保ちつつ実施される必要があるが、このような事業を実施して採算性を確保することは不可能。仮に民営化されれば、運営主体が採算の採れる事業のみが行われ、実施規模も景気等の影響を大きく受けるなど、外交政策に基づく事業実施が行われず、我が国外交政策の円滑な遂行に重大な支障をきたすことになるので、民営化することはできない。</p>